

米国食品安全強化法への対応について

平成 24 年 12 月 20 日
食品製造卸売課

昨年 1 月 4 日、米国連邦食品医薬品局 (FDA) の権限を大幅に強化する「米国食品安全強化法 (以下「強化法」という。)」が成立したことにより、貴社工場が FDA の登録施設である場合、強化法に適切に対応しなければ、米国への輸出ができなくなりますのでご注意願います。

現在、FDA は登録施設の更新手続きを開始していますので、今後も米国への輸出を継続される場合は、必ず更新手続きを行うこととして下さい。

また、強化法の全体の概要につきましては、ジェトロホームページの以下のアドレスに掲載されている資料をご覧ください。

(<http://www.jetro.go.jp/industry/foods/reports/07001111>)

【強化法による主な規制強化ポイント】

1. 食品関連施設の登録の更新制の導入 (施行日:2011.7.3)

バイオテロ法に基づく登録をした食品関連施設は、2 年毎の更新を義務付けており、初回の更新時期は法律上 2012 年 10 月 1 日～12 月 31 日となっている。FDA の事務手続きの遅れから 2012 年 10 月 1 日からの登録更新は延期されたが、2012 年 10 月 22 日からオンラインで受付を開始している。登録更新の期限は、**受付開始の遅れから FDA の裁量により 2013 年 1 月 31 日まで延長されている**が、登録更新を期限内にしていけない場合、その施設から持ち込まれた食品は、通関で留め置かれる可能性がある。

[参照 URL]

・オンライン申請受付

(<http://www.access.fda.gov/>)

・更新期限延長

(<http://www.fda.gov/food/guidancecomplianceregulatoryinformation/registrationoffoodfacilities/default.htm>)

2. 外国登録食品関連施設の検査強化 (施行日:2011.1.4)

強化法は FDA に対し、2011 年に 600 件の外国施設を検査し、その後、2015 年まで毎年倍増させ、9,600 件まで増やすよう義務付けており、検査対象となった企業は対応する必要がある。

連絡先

食品製造卸売課

国際・調査班 吉田、高橋

電話：03-3502-8111 (内4111)